

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	淡路市

淡路市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 淡路市産業振興部農林水産課
所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地
電話番号 0799-64-2512
FAX番号 0799-64-2530
メールアドレス awaji_nourin@city.awaji.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下、シカという）、ニホンザル（以下、サルという）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	淡路市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	8.9ha 10,618千円
シカ	被害の実態は確認できていないが、目撃情報がある。今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—
サル	被害の実態は確認できていないが、目撃情報がある。今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—

(2) 被害の傾向

<p>淡路市は、元来イノシシの生息が確認されていない地域であったが、18年ほど前から市北部で増え始めた。以降、生息数は増加の一途をたどり、現在ではほぼ市内全域で確認されている。年間を通じて農作物への被害があり、農業者の営農意欲の減退や耕作放棄が懸念されている。現在では北部に被害が集中していたものが年々南下して市内のほぼ全域が被害地域となっている。また、最近では市街地にもイノシシが出没しており、人的被害の発生が懸念される。</p> <p>シカ、サルについても、数件の目撃情報が寄せられており、生息数が増えれば農作物に被害が及ぶことが懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積	8.9ha	6.2ha
被害額	10,618千円	7,432千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会に有害鳥獣捕獲を委託し、捕獲檻等で捕獲を実施している。</p> <p>また、猟友会の構成員においては高齢化が進んでいるため、新たな担い手の確保を目的に新規狩猟免許取得者に対し費用の一部を補助している。</p> <p>さらに、地元集落が国庫補助などを活用して新規に防護柵を設置する場合には、専門的な知見を有する技術指導員の指導により効果的な設置を促している。</p>	<p>捕獲強化の促進のため、毎年捕獲檻の新規製作をしているが、年々被害地区が拡大しており、既存の捕獲機材だけでは対応しきれない可能性がある。</p> <p>また、捕獲従事者の高齢化による人員の減少が予想される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>集落単位等での取組については、国の補助制度を積極的に活用し、国県補助等でカバーし切れない個人での取組については、市の補助事業により、電気柵等の防護柵資機材購入費用の一部助成を行っている。</p>	<p>設置地区の被害防止には効果があるが、えさを求めて防護柵未設置地区へ移動するため、被害地区が拡大している。</p> <p>また、農家の高齢化が進んでいるため、防護柵の維持管理等が困難な箇所が増えることが懸念される。</p>

(5) 今後の取組方針

農業被害発生地区において効率的な有害捕獲を実施することで個体数調整を強化し、併せて、集落単位で合理的な防護柵の設置と管理を行うなどの被害防除対策を推進することによって、早急に被害の軽減を図る。また、直接的な被害を被っていない農家、非農家等においても獣害対策について啓発・啓蒙することにより市全体で有害鳥獣被害軽減に取り組む。

また、防護柵の設置については専門家の意見を取り入れ、より効果的な設置方法を指導し、設置後の維持管理の重要性についても周知していく。

捕獲の面では、令和3年7月以降、継続的に豚熱陽性個体が確認されていることから、豚熱感染拡大防止のため、捕獲者における防疫措置実施の徹底を図り、捕獲強化を進める。また、ジビエ処理加工施設の利用促進のために更なる捕獲意欲の向上を図ることとし、猟友会等の関係団体との連携を強化し、実施体制を構築する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会員による有害鳥獣捕獲を中心に、各種関係機関と連携し、捕獲を実施する。また、新たな担い手の確保を目的に狩猟免許の取得推進を図り、集落との連携（餌付けや見回り等の役割分担）を推奨することで捕獲体制の強化及び捕獲労力の軽減を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	捕獲機材（箱わな10基）の導入、狩猟免許の取得促進
令和9年度		捕獲機材（箱わな10基）の導入、狩猟免許の取得促進
令和10年度		捕獲機材（箱わな10基）の導入、狩猟免許の取得促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシは繁殖力が高いため、継続的に捕獲圧を加える必要がある。そこで、農業被害減少に向けた捕獲と、有害鳥獣捕獲による達成可能な捕獲頭数を考慮したうえで、捕獲計画数を設定する。

シカ、サルについては、被害状況を検証し、追払いも含めた防除対策を基本とし、必要に応じて捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,700頭	1,700頭	1,700頭
シカ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
サル	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容

イノシシについては、各地区で一斉に有害鳥獣捕獲を実施することが効果的であることから、年間を通して（狩猟期間を除く）市内全域で捕獲檻等による有害鳥獣捕獲を実施する。

シカ・サルについては、被害の確認ができ次第、捕獲檻等による有害鳥獣捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵 施工延長 16,000m	電気柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵 施工延長 16,000m	電気柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵 施工延長 16,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	侵入防止柵の管理 地域住民による集落環境の整備・誘引要素の除去 地域住民への情報提供・知識の普及啓発
令和9年度		侵入防止柵の管理 地域住民による集落環境の整備・誘引要素の除去 地域住民への情報提供・知識の普及啓発
令和10年度		侵入防止柵の管理 地域住民による集落環境の整備・誘引要素の除去 地域住民への情報提供・知識の普及啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
淡路市	協議会事務局、関係機関の連絡調整、 捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導、 被害情報の収集・整理
兵庫県警察（淡路警察署）	現場対応、関係機関の連絡調整
猟友会地元支部	捕獲活動の実施

(2) 緊急時の連絡体制

警察 ⇒ 淡路市 ⇒ 鳥獣保護管理員・地元猟友会
 地元住民 ⇒ 淡路市 ⇒ 鳥獣保護管理員・地元猟友会

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

市内の処理施設への搬入を中心とし、ジビエ加工施設への搬入も行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の利活用について、猟友会等の関係機関と連携し、新たな地域資源としての定着を図り、地域の活性化に繋げる。また、販路開拓や情報発信等、常に情報共有を図りながら事業を展開する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	淡路市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
淡路市	協議会事務局、関係機関の連絡調整、捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導、被害情報の収集・整理
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	鳥獣保護管理法の指導、保護管理計画の推進、野生動物共生林整備等の森林整備指導、生息地（森林）管理手法の検討・指導等
猟友会地元支部	捕獲活動の実施
地元町内会	地元住民との調整・周知
農業委員会	地元農家との調整・周知
農業共済事務所	被害情報の把握
淡路日の出農業協同組合	被害防除方法等の普及・啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、被害防除の指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員 3名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

「県内の野生イノシシにおいて、豚熱感染が確認されていることから、感染拡大防止に向けて、捕獲従事者の靴底、車両等の消毒を実施するなど、防疫措置の徹底を図り捕獲強化を進める。

森林における鳥獣被害防止施策を実施するため、関係機関等と連携・調整するよう努める。